

自動車臨時運行許可（仮ナンバー）の申請について

《自動車臨時運行許可とは》

自動車を道路上において運行させるためには、自動車の登録・検査を受けていることが必要です。

自動車臨時運行許可は、登録されていない自動車や自動車検査証の有効期限を過ぎている自動車等を運行させる場合に、「道路運送車両法」に定められた場合に限り、一時的な運行を許可するものです。

- ※ 許可を受けた車両・期間・経路・目的以外には使用できません。
- ※ 鴨川市を出発、到着又は経由しない場合には申請できません。

《臨時運行制度の対象となる自動車》

- ・普通自動車、軽自動車、小型二輪自動車（250cc超え）、大型特殊自動車
- ※ 250cc以下の二輪車、原動機付自転車、小型特殊自動車は臨時運行許可の対象外です。

《臨時運行制度の対象となる目的》

- ・新規登録や継続検査等のための回送
- ・販売目的のための回送（販売した自動車の納車、下取りした自動車の引取りなど）
- ・自動車番号標等再交付のための回送 など

《運行期間》

運行目的、経路等から判断しての最少日数になります。（最大5日間）

《申請手続きに必要なもの》

- ・自動車検査証（コピー可【自動車の同一性を証明できるもの】）
- ・自動車損害賠償責任保険証明書（運行する期間内有効なもの）【原本】
- ・窓口に来る方の本人確認できるもの（運転免許証など）【原本】
- ・手数料（750円）

《返却について》

許可証の有効運行期間終了後、5日以内に「許可番号標（仮ナンバー）」と、「許可証」をお返しください。

返納期限内に「許可番号標（仮ナンバー）」と「許可証」を返納しない場合は、道路運送車両法の規定により処罰されることがあります。

《申請場所》

鴨川市役所税務課（鴨川市役所1階）